

高知県週休2日促進工事（営繕工事編）Q&A

Q 1 要領第5条では、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は対象期間には含まないとのことですが、除かれる期間に土日の休工予定日が重なる場合はどのように取り扱うのですか。

A 1 年末年始休暇や夏季休暇内であっても、休工予定日（当該工事における休工予定日が土日であれば「土日」）を休工した場合は、休工日としてカウントすることができます。よって、対象期間において休工予定日を別途設ける必要はありません。

例) 工事着手日から工事完成日までが28日間で、その中に夏季休暇（土日休工予定）を含む場合

対象期間 27日（28日－3日（夏季休暇）＋2日（土日休工予定日））

休工予定日（土日）：8日（夏季休暇中の土日休工予定日を含む）

現場閉所率：8日／27日＝29.6%＞28.5%（4週8休相当達成）

Q 2 見積単価は補正係数による労務費の補正の対象にならないのか。

A 2 週休2日工事において、見積単価は週休2日を条件として収集した見積価格等を参考に設定することとしているため、補正係数を用いた労務費の補正の対象外としています。

Q 3 月単位での月途中の工期の場合の取扱い方について

例えば1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。それとも2月10日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。

A 3 上記の場合、1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 4 週単位でのカウントは何曜日からスタートか

A 4 原則として土曜日から金曜日の7日間とします。

Q 5 年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は対象期間は連続した期間か

A 5 要領第4条に規定の年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間は対象期間は連続した期間と考えます。なお、土曜日、日曜日及び祝日を休工日とし、その休工日をまたいで夏季休暇3日間とする場合は連続した期間と考えます。